

浜松市物流電動化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、原油価格高騰に伴い燃料費負担が増加している貨物運送事業者等への支援と、物流部門及びサプライチェーンの脱炭素化の両立を目的として、貨物運送事業の用に供する電気自動車等の導入を行う市内の貨物運送業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (2)「充電設備」とは、電気自動車へ電気を供給する設備をいう。
- (3)「貨物運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を、「貨物運送事業者」とは、当該貨物運送事業を営む者を、「運送用自動車」とは、当該貨物運送事業の用に供するトラック（バンを含む）を、「運送用電気自動車」とは、運送用自動車のうち電気自動車をいう。
- (4)「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び個人事業主をいう。
- (5)「使用者」とは、補助金の交付対象となる運送用電気自動車又は充電設備を使用する貨物運送事業者をいう。
- (6)「国補助事業」とは、国の「令和6年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業」を、「国補助対象車両」とは、国補助事業の補助対象となる運送用電気自動車を、「国補助対象設備」とは、国補助事業の補助対象となる充電設備を、「国基準額」とは、国補助事業の実施要領から算出、公表されている、国補助対象車両の型式ごとの基準額（事業用）をいう。
- (7)「標準的燃費水準車両との差額」とは、国補助事業における、国補助対象車両となる運送用電気自動車の本体価格と、それと同規模かつ同等仕様のガソリン又はディーゼル自動車の本体価格との差額をいう。なお、当該差額は、国補助対象車両の国基準額に2分の3を乗じた額とする。
- (8)「架装等」とは、架装物や付属品、オプション品等の動力構造部以外の部分をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第4条に規定する補助対象事業者が、第6条に規定する補助対象経費となる車両単体若しくは充電設備（以下「補助対象車両等」という。）を、直接購入する又はリース契約により貸し渡す事業とする。ただし、リース契約により貸し渡す事業の場合にあっては、当該リース契約の期間

は、リース契約の対象となる補助対象車両等の法定耐用年数以上の期間が設定されているものに限る。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 貨物運送事業者であって、市内に本店所在地又は住所を有する中小企業等
- (2) 貨物運送事業者に補助対象車両等を貸渡すリース事業者であって、次のア及びイの各号に掲げる要件を満たす法人
 - ア 貸渡しの相手方となる使用者が、第1号に該当すること
 - イ 補助対象車両等の貸渡しの契約において、リース料金から補助金相当額分の値下げを行うこと

(補助金交付の要件)

第5条 補助対象事業者及び使用者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市税を完納していること
- (2) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (3) 次のアからオのいずれかに該当しないこと
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - オ 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 運送用電気自動車であり、次の各細分に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「補助対象車両」という。）とする。
 - ア 補助申請日時点において初度登録前の車両（新車）であって、補助金実施年度に初度登録がなされるもの
 - イ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置を市内に置く車両であるもの
 - ウ 第9条に規定する交付決定日以降に補助事業を開始するもの
 - エ 補助申請日時点において、国補助対象車両として登録されているもの
 - オ 購入又はリースに係る契約の意思を明確にするための書面が作成されるもの

(2) 前号の補助対象車両へ電気を供給する充電設備であり、次の各細分に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「補助対象設備」という。）とする。

ア 前号の運送用電気自動車導入と一体的に行われたもの

イ 使用者が使用権原を有する市内の土地（事業所、営業拠点等）に設置するもの

ウ 第9条に規定する交付決定日以降に補助事業を開始するもの

エ 出力が90kW未満であること

オ 補助申請日時点において、国補助対象設備として登録されているもの

カ 購入又はリースに係る契約の意思を明確にするための書面が作成されるもの

(3) 第1号に規定する補助対象車両においては、車両の購入経費のうち架装等を除く車両本体に掛かる経費のみとし、前号に規定する補助対象設備においては、工事費等を除く設備本体に掛かる経費（設備費）のみとする。

（補助金の額）

第7条 補助金額は別表1に定める額とする。

2 前項により算出した補助金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、交付の申請は補助対象事業者が行うものとする。

2 申請者は、申請書提出の手続き（以下「提出手続き」という。）を第三者（以下「手続き代行者」という。）に委任することができる。

3 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、第1項に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。

4 提出手続きを委任された手続き代行者は、提出手続きを行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、第8条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順に申請内容に不備がないことを確認の上、受付する。申請内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、予算の範囲内で交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付額の総額が、予算の範囲を超えたときは、申請の内容を審査した上で、超えた日の申請者で按分を行い、補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定により決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の内容を変更しよう

とする場合、速やかに補助事業変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を除く。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業変更申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、補助事業変更承認通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付することができる。

（中止）

第11条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の全部又は一部を中止しようとするときは、速やかに中止届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業を完了したときは、事業完了日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月27日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第7号様式）に必要事項を記入し、別表3に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（確認検査等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定するため、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか、補助事業実績報告書及び必要に応じて閲覧又は徴収する資料により確認するものとする。

- 2 市長は、補助事業実績報告書等に基づく書面審査のほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による確認検査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により交付額確定通知書の送付を受けた者は、速やかに交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し）

第16条 市長は、交付決定通知書の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（リース契約による場合、補助対象車両等の使用者が、第4号及び第5号を除く各号に該当するときを含む。）は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合

- (2) 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - (3) 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合
 - (4) 第11条に定める中止届出書が提出された場合
 - (5) 第12条に定める期間内に、補助事業実績報告書を市に提出しない場合
 - (6) 第13条に規定する書面審査又は現地調査を正当な理由なく拒んだ場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定以後に、補助事業の全部又は一部を継続できなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、返還命令書（第11号様式）により返還を命ずるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。
- 3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（財産の管理及び処分制限）

- 第18条 補助金の交付を受けた者及び補助金の交付を受けた者から補助金に係る権利義務を継承したもの（以下「補助金の交付を受けた者等」という。）は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者等は、天災地変その他補助金の交付を受けた者等の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を財産毀損滅失届出書（第12号様式）により市長に届け出なければならない。
- 2 財産の処分を制限する期間（以下処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまでとし、処分制限期間中に市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者等は、処分制限期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときには、これを審査し、承認すべきであると認められたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第14号様式）により通知

するものとする。

5 前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。

（１） 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（２） 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

（３） 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は、処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

7 第5項の承認を受けた者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第15号様式）により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であって、第15号様式による市長への報告があったものについては、市長の承認があったものとして取り扱うものとする。

（協力）

第19条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象事業に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の整備）

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保存しておかなければならない。

（細目）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

別表 1（第 7 条関係）

補助対象経費	補助額	補助上限
運送用電気自動車	国基準額×1/2	4,165 千円/台
充電設備	ア、イのうちいずれか低い方 ア 充電設備価格の 1/2 イ 充電設備価格から国補助事業の補助金を差し引いた額	2,500 千円/台

別表 2（第 8 条関係）

No.	提出書類	備考
共通資料		
1	決算書又は確定申告書（1 期分）	
2	申込人（企業）概要が確認できる資料（パンフレット等）	
3	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（写し）	
4	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業許可書等又は軽自動車運送事業届出書等（写し）	
5	他の補助金額が確認できる資料	国補助事業等他の補助金を申請する場合
補助対象経費に関する資料【電気自動車（トラック）】		
6	補助対象車両の購入に係る見積書（写し） ※ 架装等を除く補助対象車両の本体価格並びに納車予定日が明記されていること	
補助対象経費に関する資料【充電設備】		
7	補助対象設備の導入に係る見積書（写し） ※ 補助対象設備の導入経費内訳、設置する事業所の住所が確認できること	
8	対象設備の仕様（出力）が確認できる資料	
9	配置図等、設置予定箇所が確認できる図面（写し）	
10	工程表等、契約・施工・支払等のスケジュールが確認できる資料	
11	設置予定箇所の日付入り写真	
リース契約に関する資料		
12	リース料金の算定根拠明細書 ※ 補助金相当額分の値下げが確認できるもの	リース契約の場合
13	法定耐用年数期間満了までのリース期間が確認できる資料	リース契約の場合
その他		
14	その他市長が必要と認める資料	必要な場合

別表3（第12条関係）

No.	提出書類	備考
共通資料		
1	契約書等（写し） ※ 交付決定日以降に補助事業を行ったことが確認できること	リース契約の場合、車両の購入及びリースに係る契約書の双方
2	請求書等（写し） ※ 補助対象車両の本体価格又は対象設備の導入経費内訳、設置した事業所の住所が確認できること	
3	支払いを確認できる領収書又は払込金受取書等の写し ※ 支払い完了が実績報告書の提出期限内であることを確認できること	
4	他の補助金の交付確定が確認できる資料	国補助事業等他の補助金を使用する場合
補助対象経費に関する資料【電気自動車（トラック）】		
5	補助対象車両の自動車検査証（写し）	
6	補助対象車両の日付入り写真 （全体像が確認できる写真及び車両のナンバープレートが確認できる写真計2枚以上）	
補助対象経費に関する資料【充電設備】		
7	補助対象設備の保証書（写し）	
8	補助対象設備の日付入り写真 （全体像が確認できる写真及び型番等が確認できる写真計2枚以上）	
その他		
9	その他市長が必要と認める資料	必要な場合